参考資料2

熊本県公立学校再任用制度の概要について

能本県教育委員会

定年退職した職員等を最長65歳まで再雇用する新たな再任用制度について、「地方公務員法等の一部を改正する法律」が平成11年7月に公布され、本県においても「熊本県職員等の再任用に関する条例」及び「地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を平成12年12月に制定し、平成13年4月1日からそれぞれ施行されました。

1 任用について

- (1)対象者:定年退職者及び再任用退職者
- (2) 任期: 1年以内(基本的には、4月1日~翌年の3月31日)
- (3) 再任用の希望の申し出 当該年度の再任用対象者に対し、学校長を通じて別途連絡照会します。
- (4) 任期の更新と再任用可能期間の末日
 - ①任期の自動更新はありません。再任用を希望する職員は、毎年選考審査を受けていた だきます。
 - ②再任用可能期間の末日は、基本的には、再任用職員が65歳に達する日以後の最初の 3月31日です。

2 勤務時間・休暇について

- (1) 勤務時間
 - ①フルタイム勤務:週38時間45分。
 - ②短時間勤務:週15時間30分~週23時間15分の間で、任命権者が定める時間。
- (2) 週休日・勤務時間の割振り
 - ①フルタイム勤務 定年前の職員と同様に週休日は土日(原則)、勤務時間は週38時間45分。
 - ②短時間勤務

週休日は土日を含む2日以上、勤務時間は1日7時間45分以内。

勤務時間例 (ア)週23時間15分(週3日終日勤務)

- (イ)週15時間30分(週2日終日勤務)
- (ウ)週19時間35分(週5日半日勤務)
- (エ)週19時間25分(週2日と半日勤務)

(3) 年次有給休暇

①フルタイム勤務

定年前の職員と同様の取扱い。定年前の残日数は繰越可。

再度の再任用の際も、前年度の残日数は繰り越します。

②短時間勤務

20日を超えない範囲で、その職員の勤務形態に応じて次の算式により求められる 日数。(1日未満の端数は、四捨五入)

・1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一(斉一型短時間勤務) の場合

20日×1週間の勤務日の日数÷5日

ただし、年次有給休暇を1時間を単位として使用した場合の日への換算は勤務日 1日あたりの時間数とする。

(例)週19時間35分勤務の場合

(月~金の週5日勤務、1日あたりの勤務時間が3時間55分の場合)

20日×5日÷5日=20日

1時間年休を取得した場合の残日数は19日と2時間55分

・同一勤務日ではない(不斉一型短時間勤務)の場合

{155時間×(1週間あたりの勤務時間÷38時間45分)} ÷7時間45分

(例)週19時間25分の場合

(週2日は7時間45分勤務、週1日は3時間55分勤務の場合)

{155時間×(19時間25分÷38時間45分)}÷7時間45分

= 10日

1時間年休を取得した場合の残日数は9日と6時間45分

(4) その他休暇等

基本的には、定年前の職員と同様の扱いになります。

3 職務内容について

再任用は従前の知識経験を生かすという観点から、基本的には、在職中と同じ職務又は経験したことがある職務に従事することになります。職務内容は補助的なものではなく、一般の職員と同様の校務を分掌していただきます。

4 勤務地について

基本的には、居住地から通勤可能な範囲内の学校への配置を予定しています。

5 再任用時の職について

再任用時の職については、教諭・養護教諭・栄養教諭・事務主査・事務主任・主任事務職員・主任学校図書館事務職員・実習助手・寄宿舎指導員・主任技師・技師・機関長・通信士としての任用を予定しています。

6 給料について

(1) 各給料表の職務の級ごとに設定した給料月額(短時間勤務職員については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額)が支給されます。(後掲の月額は今後の給与改定により変更があり得ます。)

(2) 昇給はありません。

(3) 職務の級の格付け(給料表の職務の級の決定)

本県(教育委員会)における再任用時の職務の級の格付けについては、退職時の職に応じて概ね次のとおりです。(なお、退職時の再任用時の給料表の適用が異なる場合は、これに準じて決定します。)

【退職時の職に対応する再任用時の職及び職務の級】

(1)教育職給料表(2)(3)

退職時の職名	校長	副校長 教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	(主任)実習助手 (主任)寄宿舎指導員
再任用時の職名	教諭	教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	実習助手 寄宿舎指導員
再任用時の職務の級	2級	2級	2級	2級	1 級

(2) 行政職給料表

退職時の職名	審議員 主任事務長 事務主幹	事務長 事務主査 事務主任	主任事務職員 主任学校図書館 事務職員	機関長通信士
再任用時の職名	事務主査 事務主任	主任事務職員 主任学校図書館 事務職員	主任事務職員 主任学校図書館 事務職員	機関長通信士
再任用時の職務の級	4 級	3 級	3 級	3級

(3) 医療職給料表(2)

退職時の職名	技術主査 技術主任	主任技師
再任用時の職名	主任技師	主任技師
再任用時の職務の級	3級	3 級

(4) 技能労務職給料表

退職時の職名	技師
再任用時の職名	技師

●再任用職員の給料月額(単位:円)

※H29.4.1 現在の額

(1)教育職給料表(2)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	233, 600	273, 900	302, 600	330, 700	414, 800

(2)教育職給料表(3)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	224, 800	270, 700	297, 700	324, 000	404, 800

(3) 行政職給料表

	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
Ī	給料月額	187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400

職務の級	8級	9級
給料月額	389, 500	440, 600

(4) 医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	188, 300	214, 900	243, 000	256, 500	281, 700	322, 400	364, 600

(5) 技能労務職給料表

給料月額 230,000

7 諸手当等について

生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や主として人材確保を目的とする手当及び退職手当については支給されません。

(1) 支給対象となる手当等(適用される給料表等により異なる。)

通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、 産業教育手当、定時制通信教育手当、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別 手当、期末手当、勤勉手当

(2) 支給されない手当

扶養手当、住居手当、へき地手当 (これに準ずる手当含む)、退職手当

- (3) 期末・勤勉手当の支給割合
 - ①期末手当の支給割合(年間 1.45 月分)

6月 0.65 月分 12月 0.80 月分

②勤勉手当の支給割合(年間 0.75 月分)

6月 0.425月分 12月 0.425月分

合計 年間 2.3 月分

(4) 時間外勤務手当の特例

1日当たりの勤務時間が7時間45分未満の再任用短時間勤務に対する時間外勤務手当については、その正規の勤務時間と時間外勤務の合計が7時間45分に達するまでの時間外勤務手当については、100/100の支給率となります。(7時間45分を超えた分については、一般の職員と同様に支給されます。)

(5) 義務教育等教員特別手当の特例

再任用短時間勤務職員に対する義務教育等教員特別手当については、その手当の額に 「週当たりの勤務時間/38時間45分」を乗じて得た額となります。

(6) 短時間勤務職員の通勤手当の特例

交通用具を使用する場合は、平均1ヵ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当については、手当額に50/100を乗じた額を支給します。

8 共済制度との関係について

- (1) フルタイム勤務職員は、共済組合の組合員になります。
 - ①短期給付事業及び福祉事業は、一般の職員と同様に適用されます。
 - ②平成25、26年度末の定年退職者には、満61歳となるまで退職共済年金(平成26年度末退職者でS29.10.2以降の生まれの方から老齢厚生年金)が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は、給与に応じて、一部または全部が支給停止となります。なお、再退職後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算した退職共済年金が支給されます。
 - ③平成27、28年度末の定年退職者には、満62歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は、給与に応じて、一部または全部が支給停止となります。なお、再退職後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算した退職共済年金が支給されます。
 - ④平成29、30年度末の定年退職者には、満63歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は、給与に応じて、一部または全部が支給停止となります。なお、再退職後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算した退職共済年金が支給されます。
 - ⑤平成31、32年度末の定年退職者には、満64歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は、給与に応じて、一部または全部が支給停止となります。なお、再退職後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算した退職共済年金が支給されます。
 - ⑥平成33、34年度末の定年退職者には、満65歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。
- (2) 短時間勤務職員は、共済組合には加入できません。
 - ①フルタイム勤務の概ね4分の3以上の勤務の場合
 - ア) 厚生年金制度及び健康保険制度の加入者となります。(再任用退職後は共済組合と 社会保険庁から年金が支給されます。)
 - イ) 平成25、26年度末の定年退職者には、満61歳となるまで退職共済年金 (S29.10.2 以降生まれの方から老齢厚生年金)が支給されません。年金受給対象 年齢に達した以後は、退職共済年金は給与に応じて一部が支給停止となります。 なお、再退職後は、退職共済年金(S29.10.2 以降生まれの方から老齢厚生年金) と老齢厚生年金が支給されます。
 - ウ) 平成27、28年度末の定年退職者には、満62歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は給与に応じて一部が支給停止となります。なお、再退職後は、退職共済年金(S29.10.2以降生まれの方から老齢厚生年金)と老齢厚生年金が支給されます。
 - エ) 平成29、30年度末の定年退職者には、満63歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は給与に応じて

- 一部が支給停止となります。なお、再退職後は、退職共済年金(S29.10.2以降生まれの方から老齢厚生年金)と老齢厚生年金が支給されます。
- オ) 平成31、32年度末の定年退職者には、満64歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。年金受給対象年齢に達した以後は、退職共済年金は給与に応じて一部が支給停止となります。なお、再退職後は、退職共済年金(S29.10.2以降生まれの方から老齢厚生年金)と老齢厚生年金が支給されます。
- カ) 平成33、34年度末の定年退職者には、満65歳となるまで老齢厚生年金が支給されません。
- ②フルタイム勤務の概ね4分の3未満の勤務の場合
- 厚生年金制度及び健康保険制度には加入できません。
- ・厚生年金等の未加入者となるため給与所得金額による支給制限の対象に該当せず、 退職共済年金は全額支給されます。なお、再退職後は、退職共済年金(S29.10.2以 降生まれの方から老齢厚生年金)のみが支給されます。
- ・平成25、26年度末の定年退職者には、満61歳となるまで退職共済年金(S29.10.2 以降生まれの方から老齢厚生年金)が支給されません。
- ・平成27、28年度末の定年退職者には、満62歳となるまで老齢厚生年金が支給 されません。
- ・平成29、30年度末の定年退職者には、満63歳となるまで老齢厚生年金が支給 されません。
- ・平成31、32年度末の定年退職者には、満64歳となるまで老齢厚生年金が支給 されません。
- ・平成33、34年度末の定年退職者には、満65歳となるまで老齢厚生年金が支給 されません。
- ・医療保険は、国民健康保険に加入するか、共済組合の任意継続をするか、又は家族 の健康保険の扶養に入るかのいずれかを選択してください。

9 その他の事項について

- (1) その他の人事管理諸制度(服務、能率、分限、公平、災害補償等)における再任用職員の取扱いは、原則として定年前の職員と同様です。ただし、育児休業及び育児部分休業については、適用されません。
- (2) 再任用職員(週20時間未満の短時間勤務職員を除く。)は、本人の同意の有無にかかわらず新たに雇用保険被保険者になることから(熊本県職員等退職手当支給条例第2条第3項に基づき、再任用職員には同条例第10条における失業者の退職手当は支給されないことによる。)、雇用保険の保険料を給与から控除します。